

相馬地方基幹相談支援センター運営業務委託にかかる質問回答書

質 問	回 答
管理者は常勤でなければならないか。週4日勤務でも差し支えないか。	管理者は、窓口開設時間中常に連絡調整が可能な者であれば、他の業務との兼務も問題ないが、勤務体制については、技術提案書に具体的な内容を記載していただき、プレゼンテーション・ヒアリングの当日に内容等をお聞かせ願いたい。
「事業実施要綱」第4条「事業に支障のない範囲において、他の業務と兼ねることができる」と記載されている一方、「プロポーザル実施要領」には「法人との業務と兼ねることができない」と記載されているが、他法人の業務を兼ねることはできるという理解でよろしいか。	基幹相談支援センターでの職員配置は常勤換算3名以上で、そのうち専属職員は2名以上となっています。 例えば、専属職員を除く残り1名分の業務を2名の職員が兼務職員として週2、3日程度の交代勤務等で、他法人の業務に従事することは可能です。ただし、基幹相談支援センター勤務時においては、他法人の業務を兼ねることはできません。
従事する職員は令和2年度新採用見込み者でも差し支えないか。	職員の資格条件等を満たしていれば、差し支えありません。
履歴書の様式は任意でよろしいのか。	様式第3号に添付する履歴書は、写真の添付及び、学歴、経歴、必要資格等の内容が明らかなものであれば、一般的な履歴書の様式で構いません。